



5. 火災ごみ

火災により発生した燃え残りの家財等の生活用品、廃木材等の残火物は、建物の用途（一般住宅、アパート、店舗、事務所等）を問わず、酒々井リサイクル文化センターで処分できます。

ただし、火災に遭った建物を解体業者が解体することにより出た解体廃棄物は、建物の用途にかかわらず産業廃棄物となるため受入れできません。

なお、一般住宅等の場合は、ごみ処理手数料が免除される場合があります。

※店舗・事務所等の場合は、ごみ処理手数料がかかります。

ア) 酒々井リサイクル文化センターで受入れできるもの、できないもの

①受入れできる品目

- ・柱などの廃木材（長さ2m以内、太さ20cm以内のものに限る。）
- ・その他「4. 受入できるものとその分別方法」に記載されているとおり。
※持ち込みの際は分別をして持ち込んでください。

②受入れることができない品目

- ・土砂、泥、土など
- ・瓦などの屋根材、コンクリートがら、外壁材、断熱材、石膏ボード、スレート材などの建築廃材
- ・解体業者等が解体することにより出た廃棄物
- ・その他「3. 受入れできないもの」に記載されているもの

イ) 搬入時に留意していただくこと

①酒々井リサイクル文化センターに搬入できる方について

火災ごみを酒々井リサイクル文化センターに搬入できる方は、被災関係者（本人・家族等）又は被災された住所地の市町から一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者に限定されます。

②搬入する場合の注意事項

火災ごみを酒々井リサイクル文化センターに搬入する方は、受入れ態勢等の都合により以下の事がらを守ってください。

- 1) 上記①の受入れできる品目ごとに分別して搬入してください。
受入れることができない品目が含まれている場合や、品目ごとに分別されていない場合は受入れをお断りする場合があります。
- 2) 消防署発行の「り災証明書」を提示してください。
- 3) 受付日時等
月曜～金曜（祝日、振替休日、年末年始を除く）
8時30分～11時30分、13時～16時30分

③ごみ処理手数料

10kgごとに350円（10kg未満でも処理基本手数料350円の納付が必要です。）



ウ) ごみ処理手数料が免除される場合があります

①ごみ処理手数料が免除される場合の条件

- 1) 個人の住宅で火災にあった場合の家財等、廃木材。
- 2) アパート等の集合住宅に住んでいる方が火災にあった場合の家財等。
- 3) 店舗等との併用住宅に住んでいる場合は、家財等、住宅部分に係る廃木材。

②申請方法

- 1) お住まいの市・町の廃棄物担当課に備え付けの「減免申請書等」に、消防署発行の「り災証明書（写し）」を添付して、市・町の廃棄物担当課へ提出してください。
担当課から「通知書」や「許可書」が発行されます。
- 2) 酒々井リサイクル文化センターに火災で発生した廃棄物を搬入する際は、担当課から交付された「通知書」や「許可書」を計量受付に提出してください。
※「通知書」や「許可書」は、火災で発生した廃棄物を酒々井リサイクル文化センターに持ち込む度に必要となります。

<p>問合せ先</p> <p>佐倉市、酒々井町清掃組合 酒々井リサイクル文化センター 〒285-0913 千葉県印旛郡酒々井町墨 1506 TEL 043-496-7511 FAX 043-496-6398 URL https://www.ss-seisou.jp</p>	<p>佐倉市担当課</p> <p>佐倉市廃棄物対策課 TEL 043-484-6149</p> <p>酒々井町担当課</p> <p>酒々井町経済環境課環境対策室 TEL 043-496-1171（代）</p>
--	--